室蘭岳山麓総合公園におけるトライアル・サウンディング事業 (2回目) について

1. 今年度実施のトライアル・サウンディング事業(夏期営業期間)の結果等について (1)事業の概要

・実施目的:室蘭岳山麓総合公園における四季を通じた利用促進を図るため、本格 的な民間活力導入実施の前に民間事業者による新たな公園活用事業の 集客性や収益性の検証、課題の抽出等を行うことを目的として実施

・実施期間:令和4年7月30日から10月31日まで

・実施内容:公募型プロポーザルにより選定された民間事業者が、入場料及びサイト料を徴収する収益事業としてキャンプ場を運営。なお、市民の利用に対しては入場料について割引料金を設定。当初、冬期間のキャンプも検討していたが夏の利用状況等によりイベントに切り替える予定。

(2)利用状況

- ・7月 195人(30日及び31日のみ)
- 8月 716人
- 9月 293人
- •10月 118人
- ·合計 1, 322人

(3)得られた成果

約3か月間の期間中、延べ1,300人を超える利用があり、特にキャンプシーズンである7月から8月にかけては、お盆期間も含む週末ごとの平均で約180人の利用があったことから、キャンプ場として一定の需要があり、賑わいづくりにつながったものと考えている。

(4)課題

プロポーザル実施の際の想定に対し、特に9月以降は利用が伸びなかった。その理由としては、利用者アンケートや事業者の報告から、次のとおりと考えられる。

- ①市外への知名度が不足していたこと
- ②人気のあるキャンプ場にはほぼ設置されている自家用車をテントのそばに駐車で きるオートサイトが無かったこと
- ③キャンプサイトから炊事場が遠い、水はけが悪い等の施設面の課題があったこと

(5)今後の方針

キャンプ場として一定の需要があることが確認されたことから、民間事業者による本格的なキャンプ場としての事業実施を目指し、集客性や収益性がどの程度改善されるかを検証するため、2回目のトライアル・サウンディング事業を実施する。

事業の実施に当たり(4)の課題について、次のとおり解消した上で実施する。

- ①SNS を活用した周知のほか、例えば、多くの利用を想定している札幌市民を対象としたイベントに参加しての周知を行う等、想定する利用者に対象を絞った周知を市と事業者の両者で実施することにより、市外在住者に対する知名度不足の解消を図る。なお、これらの周知は、事業開始後も引き続き実施する。
- ②公園利用者の安全を確保した上で、事業者提案を基に事業者の負担により既存の園路やスペースを有効に利用する等の運用で一定数のオートサイトを確保する。
- ③施設管理者である市の負担で炊事場の新設及び荷下ろし場の水はけ改良の整備を 行う。

2. 2回目のトライアル・サウンディング事業の実施概要等について

(1) 事業の目的

本格的な事業実施に向け、今年度のトライアル・サウンディング事業で明らかになった施設の不便な点及び知名度不足の課題解消を図ることで集客性や収益性がどの程度改善されるかの検証、また、さらなる課題の抽出を行うことを目的とする。

(2) 事業の概要

- ①事業の位置付け
 - 一定条件のもと、期間を限定して実施する実証事業として位置付け
- ②実施期間

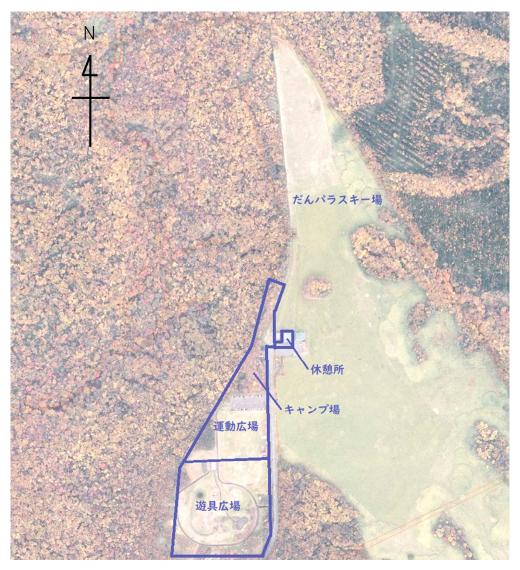
令和5年7月29日以降から令和6年度にかけての1年未満

- ③事業内容
 - ・事業は全て民間事業者が実施するものとする。
 - ・室蘭岳山麓総合公園の四季を通じた魅力アップや、にぎわい作りにつながる事業とする。
 - ・キャンプ場の運営を主な事業とするが、その他の事業の追加提案も可とする。
- ④費用負担
 - 事業の運営費用は、民間事業者がすべて負担する。
 - ・事業の収益は、事業を実施する民間事業者の収入とする。
 - ・事業を実施する範囲の公園用地の借地料は、無償とする。
 - ・施設の整備に要する費用は、市が負担する。
- ⑤事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式で事業者からの企画提案をもとに選定する予定

(3) 事業の実施範囲

室蘭岳山麓総合公園のうち、今年度のトライアル・サウンディング事業と同様、休憩所、キャンプ場、運動広場及び遊具広場を事業の実施範囲とする。



(4)公募型プロポーザルの概要(予定)

①参加資格

民間事業者、NPO法人又は公共的団体とし、グループでの参加も可とする。

- ②企画提案で求める主な内容
 - ・提案事業の詳細を図や写真を用いてまとめた企画提案書及び事業の収支計画
 - ・提案事業の実施に必要な施設整備計画
 - ・室蘭市民への配慮の考え方
 - ・実証事業後の「公園全体の管理の考え方」の展望
 - ・施設整備工事及び運営を適切に行うための具体的な体制の計画
 - ・市外在住者へ当事業の魅力を広く周知するための方法や工夫の考え方

③主な評価項目

提案の集客性及び収益性、市民への配慮、事業後の展望、実施体制

④事業者の選定

市職員等で構成する事業者選定委員会において事業者を選定

(5) 今後のスケジュール(予定)

令和4年12月下旬 第1回事業者選定委員会 (実施要項等の決定)

令和5年 1月上旬 事業要項等の公表

1月下旬 参加表明書の受付

2月中旬 第2回事業者選定委員会

(プレゼンテーション及びヒアリング、優先交渉権者の選定)

3月上旬 仮契約の締結

4月上旬 本契約の締結

4月以降 事業実施